

知事コメント (変更承認申請書の提出について)

普天間飛行場代替施設建設事業に関して、本日、沖縄防衛局から軟弱地盤の地盤改良工事を追加することなどを目的とする設計概要等の変更承認申請書が北部土木事務所に提出されたとの報告を受けました。

本件埋立承認に関して、先月の関与取消訴訟に係る最高裁判決を受けて今回の変更承認申請が提出されたとの一部報道がありました。県の承認取消しを取り消した国土交通大臣の裁決の取消しを求める抗告訴訟は現在も継続しており、現時点において、承認取消しの適法性や裁決の違法性などに関する裁判所の判断は何も示されておられません。

県としては、承認取消しの適法性に関する裁判所の判断がなされるまでの間は、埋立工事に係る作業を進めるべきではないと考えております。

そもそも政府は、平成25年12月の埋立承認願書において、辺野古埋立工事が必要な理由を、「普天間飛行場の危険性を早期に除去する必要があり、極力短期間で移設できる案が望ましい」としておりました。

しかしながら、沖縄防衛局は昨年12月に、今回の計画変更に伴い、辺野古新基地建設については、統合計画に示されている提供手続の完了までに約12年を要すると公表しており、これまで県が指摘していたとおり、辺野古移設では普天間飛行場の1日も早い危険性の除去にはつながらないことが明確になったものと考えております。

これまで、過去2回の知事選挙を含む一連の選挙や、昨年2月に行われた県民投票において、普天間飛行場の辺野古移設に反対する民意が示されております。

また、辺野古新基地建設問題について、県はかねてから政府に対し、対話による解決の必要性と重要性を繰り返し述べてきたところです。

このような状況において、政府が、県が求める対話に応じることなく、県民に十分な説明を行わないまま、埋立工事を行うための手続を一方的に進めようとするのは、到底納得できるものではありません。

しかしながら、公有水面埋立法に基づき、設計概要の変更に係る申請書が提出された以上、法律による行政の原理の下、当該申請に対する審査を行う必要があることから、申請書の内容を精査した上で、法令に則り、厳正に対応してまいりたいと考えております。

県としましては、今後も政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴えるとともに、日米両政府に対し、普天間飛行場の運用停止を含む1日も早い危険性の除去を求めてまいりたいと考えております。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年4月21日

沖縄県知事 玉城 デニー